

令和 6 年度

いじめ防止基本方針

八幡浜市立宮内小学校

令和6年度 宮内小学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立宮内小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 基本的認識

本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識をもつ。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員が指導せずに良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず、柔軟な対応による対処を行うなど、指導の仕方も工夫する。ただし、この場合も、いじめの定義に該当するため、事案を校内いじめ対策委員会等へ情報提供を行う。このような基本認識の下、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

II 推進体制

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。さらに、学校・家庭・地域社会の関係者が児童の実態について情報交換を行い、対応策を考えていく中で、児童の健全育成に努めていく。

1 三層情報環流方式

(1) 宮内の子どもを育てる会（校内いじめ対策委員会）

教職員から枠を広げ、保護者や校区内の各地各層の方々を加えたいじめ対策委員会を設置し、いじめ防止に努める。集まった情報をもとに、学校が保護者や地域の方とともに考える場を設定し、いじめ問題等に関して協議する。

(2) 保内ブロック子ども育成会（ブロックいじめ対策委員会）

保内中学校区の学校・家庭・地域社会の関係者で組織し、児童の実態についての情報交換を行うとともに、学校・家庭・地域社会がそれぞれの持つ機能を自覚し、児童の健全育成に努める。

(3) 八幡浜市いじめ対策委員会（児童生徒を守り育てる協議会を兼ねる）

市民みんなでいじめの根絶を取り組んでいくために、学校・家庭・地域社会・行政が、それぞれが児童の健全育成に努めるための提言をし、啓発していく。

2 職務別の役割

《学級担任等》

- ・ 学級経営方針に人権・同和教育を明確に位置付け、人権尊重を基盤にした学級づくりに努める。
- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進め、学校が楽しく明日も来たいという気持ちを育てる。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間や放課後の児童との会話、日記、アンケート等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 児童や保護者との個人面談や家庭訪問の機会を活用し、学校や家庭での気になること等について教育相談を行う。
- ・ いじめ事案が発生した場合は、発生のきっかけ・経緯・指導等の記録を取り、一人で抱え込まず管理職に報告し、学校全体に情報提供を行う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・ 保健室を利用する児童との会話の中などで、その様子に気を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。そして、学級担任に情報提供を行うとともに、管理職に報告する。
- ・ 心の問題を言葉に表すことが難しい児童は、身体症状として現れやすいので、保健室に来校する児童とのかかわりの中で問題を早期に発見できるようにする。
- ・ 児童の心の健康に関する校内研修を企画・実践し、学校医・保健関係機関との連携・協力を図る。

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめ防止年間計画に基づき、いじめ問題を校内研修や職員会議等において積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やハートなんでも相談員等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異状の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 学校いじめ防止基本方針及びいじめ問題対策年間計画、いじめの早期発見・事案対処マニュアル（愛媛県及び八幡浜市が策定したものを用いる）等を策定する。

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。
- ・ 児童及びその保護者・教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ いじめに関して報告された場合は、いじめ問題校内委員会を開き、今後の対応について協議し、対処するとともに、必要に応じて八幡浜市教育委員会をはじめ、関係機関へ報告する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検するとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る。
- ・ 策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページに掲載するとともに、児童の入学時・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

III いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

1 いじめ問題対策年間計画（資料1）

2 授業づくり

自己有用感や自己肯定感を育むような授業を展開する。ユニバーサルデザインを取り入れ、すべての児童に分かる授業を行えるよう、校内研修を通して全校体制で実施する。また、特別の教科道徳や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やモラルについて指導するとともに、正しい判断力（自己指導能力）を身に付けさせる。

3 仲間（集団）づくり

縦割り班でのふれあい遊びの日、クラス遊びの日、ありがとうカードなど、学校行事や学級活動、児童会活動を通して、集団への所属意識を高め、集団の質の向上を図る。

4 校内研修・職員会議

いじめ問題対策年間計画に基づき、いじめに対しての教職員の共通理解を図る校内研修を行う。職員会議では気になる児童の様子を報告する機会を設けるとともに、職員朝礼において児童の変化の報告を全教職員へ周知する機会を設ける。問題をかかえる児童を学級担任

一人が抱え込むことのないよう、組織として対応する体制をつくる。

5 評価

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を実施し、取組の反省・見直しを行う。学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

IV 早期発見

1 日常的な取組

いじめの早期発見のために、児童との信頼関係を築くとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの情報やサインを確実に受け止めるためのアンテナ網をつくる。

2 発見のチェックポイント

日頃から、児童とのふれあいを大切にし、児童が心を開く関係を築いていく。また、全教職員・保護者が協力して児童を見守る目を絶えずもち続け、いじめる側、周囲の児童が発するサインにも注意する。具体的なチェック方法としては、「いじめ発見のためのチェックポイント(小学生用・保護者用、愛媛県教育委員会人権教育課)」や「いじめ問題ハンドブック(八幡浜市教育委員会)」を活用する。

3 教育相談活動

月1回JRC週間と合わせて全児童と学級担任による教育相談を実施する。これ以外にも、呼び出し相談や休み時間での交流を通して、相談しやすい体制をとる。

4 アンケートや調査

学期に1回の定期的なアンケート調査や日記指導を通して、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

5 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信・ホームページなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。PTA総会・役員会、参観日など地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

V いじめに対する処置

1 被害児童のケア

- (1) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (2) いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- (3) いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

2 加害児童の指導

- (1) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を

脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- (2) 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (3) いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署等と連携して対応する。
- (4) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (5) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

3 周囲の児童への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (2) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

4 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 関係機関等との連携

PTA、宮内の子どもを守る会、公民館等と連携して、地域での様子も見てもらい、地域で児童を見守っていくよう要請する。

VI 重大事態への対応

1 重大事態の意味

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- (3) 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。

2 重大事態の報告

学校は上記の重大事態に該当する場合は、事態を学校設置者（教育委員会）に報告し、学校設置者の指導・助言のもと、以下のような対応をとる。

3 調査及び組織

- (1) 学校の下に、重大事態の調査組織（校内生徒指導委員会）を設置する。
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた適切な措置をとる。

(資料1)

令和6年度いじめ問題・不登校対策年間計画

八幡浜市立宮内小学校

		校 内 対 策	校 外 対 策
		実態把握・定期教育相談・校内研修内容・児童の活動・PTA活動・講演会等	ブロック協議会・地域社会との連携・小中連携・諸団体との連携等
一 学 期	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 学級経営引継ぎ 家庭訪問 ・児童活動 1年生を迎える会 ・情報交換 職員会での「配慮を要する児童」についての情報交換・共通理解 ・参観日 授業公開、学年PTA、PTA総会の実施 ・ハートなんでも相談員との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「児童生徒をまもり育てる日」の活動 ・市学警連 ・街頭補導 ・朝の街頭指導 ・「宮内見守り隊」 ・青パト車による見守り活動
	5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 アンケート調査・教育相談の実施 ・情報交換 職員会・校内研修等での情報交換 ・児童活動 JRC登録式 ・研修 生徒指導事例研修 ・参観日 (運動会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回宮内の子どもを育てる会 ・第1回保・幼・小連絡会 ・小・中の情報交換 ・市補導員会総会 ・第1回保内ブロック子ども育成会 ・第1回教育相談室定期開会
	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談週間の設定・実施 ・情報交換 職員会・校内研修等での情報交換 ・参観日 参観授業・引き渡し訓練・救命救急法講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回宮内の子どもを育てる会補導員部会 ・第1回市いじめ対策委員会
	7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談週間の設定・実施 個人懇談 ・情報交換 職員会・校内研修等での情報交換 ・研修 各学級の事例研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・三島神社輪抜け 街頭補導 ・第2回「児童生徒をまもり育てる日」の活動
	8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 電話・手紙等による情報収集 ・研修 事例研修（教育相談のあり方等） 	
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 アンケート調査・教育相談の実施 ・情報交換 職員会・校内研修等での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回保・幼・小連絡会
二 学 期	10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談週間の設定・実施 ・情報交換 校内研修等での情報交換 ・参観日 参観授業・人権・同和教育参観日 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回宮内の子どもを育てる会補導員部会 ・第2回教育相談室定期開会
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談週間の設定・実施 ・情報交換 校内研修等での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「児童生徒をまもり育てる日」の活動 ・第2回宮内の子どもを育てる会 ・第2回保内ブロック子ども育成会
	12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談週間の設定・実施 個人懇談 ・学校行事 学習発表会 ・情報交換 校内研修等での情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回宮内の子どもを育てる会補導員部会 ・第2回市いじめ対策委員会
	1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 アンケート調査・教育相談の実施 ・情報交換 校内研修等での情報交換 ・児童活動 人権集会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回宮内の子どもを育てる会 ・第3回保内ブロック子ども育成会
三 学 期	2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談週間の設定・実施 ・情報交換 校内研修等での情報交換（月2回） ・学校行事 校内持久走大会 ・参観日 参観授業・学年PTAの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回教育相談室定期開会 ・第3回保・幼・小連絡会 ・保・幼・小情報交換 ・保育参観
	3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実態把握 教育相談週間の設定・実施 個人懇談 ・研修 1年間の反省と今後の課題 まとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回市いじめ対策委員会 ・小・中の情報交換